國民協議主義的政治機構改革案に對する批評

昭和十四年九月

國政研究會

群馬県立図書館
中島文庫

6013

注 意 事 項

○資料は大切に扱いましょう。
○資料は転貸借はお断りします。
○15日間の期限に必ず返して下さい。
○資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話（0272）㉛3008番

國民協議主義的政治機構改革案に對する批評

昭和十四年八月

國政研究會

13, 10, 10,000—オカモト印

國民協議主義的政治機構改革

樂に對する批評

一、

政友會の所謂正統派總裁久原房之助氏は予て一國一党論の主張者として知られてゐるが最近其の持論の實踐を決意したものの如く新聞は所謂正統派幹部會の承認を經た國民協議會樂なるものを傳へてゐる。新聞の傳うる所が簡單である許りでなく、

13, 10, 10,000—オカモトヤ印

趣旨の説明も新聞によつて必ずしも同一でなく、多少正確を欠く嫌あるを免れないが、今八月三日東京朝日の記事を基礎として右協議會案に對する感想の一端を畧記すれば次の如くである。

二、

イ、國民協議會案は日本政治革新の哲學的理論的基礎思想を欠き（この点は久原氏の著書「國民を基礎とする政治機構改革に關する私見」、國民協議會趣

13, 10, 10,000—オカモト印

旨及要綱」によつて見ても同様に云ひ得る）、革新の基礎たり、コンパスたるべき根本理念を示さず、從つて君民一體、擧國一體制の確立に欠く可からざる固有にして新なる倫理性も無く、又實踐的闘爭性をも有たず、この限度において理論的には此案は何等の指導的革新的意義をも有するものと云ひ得ないであらう。

總ての改革、總ての革新は自ら其行動を是正すべき明瞭的確な根據がなければならないことは云ふまでもなく、それ獨り主

13, 10, 10,000—オカモト印

觀的に一箇の社會的、倫理的行爲として當然であるのみならず、又其實踐的成果を確保するが爲に少なく可からざる條件である。この故に傳統的な政治組織内における普通の改革とは異り協議會案の如き基本的組織や傳統的體系其ものを變更するを目的とする革新案は根本的な改革の基礎理論を必要とする。獨、伊、ポルトガル、スペイン、土耳古等の所謂單一政党國家が世界觀的國家であり、闘爭的國家であって多党主義的國家とは基本的に異った一定の世界觀的前提に出

13, 10, 10,000—オカモト印印

發する國家たるのはこの理由に基くものである。從つて何等の明瞭な理論的主張を基礎としてゐない國民協議會案なるものはこの点において所謂正統派の政治理論的貧困を曝露してゐるものと云ひ得る許りでなく、夫れ自身において羊頭を掲げて狗肉を賣る底の既成政党の非常時的カムフラージである。一箇の老獪なる機會主義的態度に過ぎないものと云はなければならない。勿論改革要綱は臣民翼賛の大義に言及してゐる。だが日本憲法の條章に循ひ肇國の精神を恢弘し、臣民翼賛の大

13, 10, 10,000—オカモト印

義を全ふすることは從來の政党と雖も當然自明の前提とする所である。夫れ自身において何等特殊な革新的意義を有するものでなく、問題の改革要綱は從來の政党の大同團結を目的とするものに過ぎない。

國政研究會

13, 10, 10,000—オカモト印刷

八、問題の國民協議會政治は僞善と形式主義の所謂自由民主々義と同様其窮極の基礎思想において意思の創造性を無視した卑屈な環境順應主義であり、マンチエスター商人哲學に基礎を有する功利主義的妥協主義に墮してゐる。從つて權威なく興亜日本の難局を打開克服するに足るべき指導力の組織を欠如してゐることは當然である。

國民協議會制はかくの如くは權威性を欠き創造的指導力を欠くことは消極的には既に指摘した思想や政治の貧困の必然

13, 10, 10,000—オカモト印

的結果であると共に、積極的には國民協
議主義は其代表性の理論として認めて
ゐる利益主義に示されてゐる功利思想、
反國家的相剋の社會思想と一方におい
ては協議主義そのものに示された意思構
成の妥協主義に基くものである。國難を前
にして思想對策上自由主義的功利思想
の克服程度を要するものなく、又政治
組織においては、我國體の本義に基く
權威主義の確立程緊急を要するもの
はない。然るに問題の改革案は政治革
新の基礎思想として我國を麻痺せしめ

13, 10, 10,000—オカモト印

た功利主義や、反權威的個人主義的妥協
主義に求めんとするものである。これ何等の
意味においても革新でなく、反對に形を変
へた現狀維持主義であり、思想的にも、政治
的にも問題の革新策は英帝國主義の走狗
たる役割を演ぜんとするものに外ならない。
之を世界政策的に觀るも此の案が認むる
萬邦協議會なるものは聯盟主義の変形で
あって、人類主義を歸着点とする日本の世
界政策を不可能ならしむる反日本的組織
を云ふ外はない。

國政研究會
13, 10, 10,000—オカモト印

以上諸點は國民協議會要綱に對する批判の理論的側面に過ぎないが、その技術的欠陥や不明瞭性は國家と協議會の關係において明らかに現はれてゐる。之を政治における單一政党の國家について觀るも、國家と党との關係も如何にすべきかについては、基本的に二つの異った主義が行はれてゐる。其一つは組織的法的結合主義であり、他の一つは實際の運用によって両者の融合を確保せんとする併行主義である。協議會案はこの問題について如何なる態度を採り、解決せんとするかは曖昧であって、若し組織的結合主義をとらんとする趣旨ならば、現在の憲法の實行の不可能なる場合を生ずる

13, 10, 10,000—オカモトヤ印

やも保し難い。然し總べて之等の問題は技術的問題でもあり、詳細な立案を俟つて批評する事を妥當とするから、玆では之れを省略する。

13, 10, 10,000—オカモトヤ印

群馬県立図書館
0706613-7